

令和 6 年

第 3 回柳泉園組合議会定例会会議録

令和 6 年 8 月 2 6 日開会

柳泉園組合議会

令和6年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決）	9
・議案第9号（上程、説明、質疑、討論、採決）	24
・議案第10号（上程、説明、質疑、討論、採決）	28
・令和6年度柳泉園組合行政視察（案）について	30
○閉 会	32

令和6年第3回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和6年8月26日 開会

議事日程

1. 会期の決定
 2. 会議録署名議員の指名
 3. 諸般の報告
 4. 行政報告
 5. 議案第8号 柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例
 6. 議案第9号 工事請負契約の締結について
 7. 議案第10号 令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）
 8. 令和6年度柳泉園組合行政視察（案）について
-

1 出席議員

1番 当 麻 一 哉	2番 高 橋 和 義
3番 北 村 龍 太	4番 中 村 す ぐ る
5番 鈴 木 ゆ う ま	6番 坂 井 か ず ひ こ
7番 原 田 ひ ろ み	8番 小 西 み か
9番 や つ だ こ う じ	

2 関係者の出席

管 理 者	富 田 竜 馬
副 管 理 者	澁 谷 桂 司
副 管 理 者	池 澤 隆 史
助 役	西 村 幸 高
会計管理者	後 藤 寿 之
清瀬市市民環境部長	門 田 尚 典
東久留米市環境安全部長	小 泉 勝 巳
西東京市みどり環境部長	白 井 一 嘉

3 事務局・書記の出席

総務課長	米 持 讓
施設管理課長	濱 田 伸 陽
技術課長	横 山 雄 一
資源推進課長	近 藤 修 一
書記	上 里 直 樹
書記	松 本 賢 一
書記	上 嶋 勇 佑
書記	清 水 翼

午前10時00分 開会

○議長（坂井かずひこ） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和6年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、8月19日に代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、北村龍太議員に報告を求めます。

○3番（北村龍太） おはようございます。去る8月19日、代表者会議が開催され、令和6年第3回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和6年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月26日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第8号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第6、議案第9号、工事請負契約の締結について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第7、議案第10号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を上程し、採決いたします。

最後に、「日程第8、令和6年度柳泉園組合行政視察（案）について」の説明を求め、質疑をお受けいたします。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、令和6年第3回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での第3回定例会に係る決定事項でございます。

○議長（坂井かずひこ） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の御報告どおり、本日1日限りとし、日程表のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第9番、やつだこうじ議員、第1番、当麻一哉議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（坂井かずひこ） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬） おはようございます。令和6年柳泉園組合議会第3回定例会の開

催にあたり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第3回定例会の開催を控えまして、それぞれ大変お忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中では、令和6年5月から令和6年7月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。また、御案内のとおり、補正予算など、3件の議案を提案させていただいております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第3回定例会の開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（西村幸高） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和6年5月から7月までの3か月間の柳泉園組合におきます事業運営等の報告となります。

初めに、1ページ、総務関係、1、庶務について。

（1）事務の状況について、特に通常の事業運営と異なる点、3点について御報告いたします。

まず、1点目は、周辺自治会の皆様に柳泉園組合の事務事業などを報告するため、毎年度、春と秋に開催しております定期協議会を、5月8日に東久留米市側の自治会と、同月9日に東村山市側の自治会と開催いたしました。

2点目は、情報公開・個人情報保護審査会委員の任期満了に伴い、会長、副会長の選任及び令和4年度、5年度の審査会開催状況や情報公開状況等の報告を行うため、7月18日に情報公開・個人情報保護審査会を開催いたしました。

3点目でございます。前回の第2回定例会で御報告いたしました、東村山市より、ごみの広域処理の可能性に係る申入れに伴い協議会を設置し、令和6年度第1回柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会を7月19日に開催いたしました。要点筆記での会議録等につきましては、既に当組合ホームページにて公開しております。

3ページ、ごみ処理施設関係でございます。

表4-1から8ページの表6までを併せて御参照いただきたいと思います。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況について。

今期におきます関係市のごみの総搬入量は、3ページ、表4-1に記載のとおり、1万7,261トンでございます。これは昨年同期と比較し471トン、2.7%の減少となっております。

内訳でございますが、可燃ごみは、4ページ、表4-2に記載しておりますとおり、1万5,160トンで、昨年同期と比較し524トン、3.3%の減少となっております。なお、令和3年4月より、広域支援といたしまして、可燃ごみ処理施設を建て替え中であります小平・村山・大和衛生組合から可燃ごみを受け入れており、今期は543トンの受入れを行いました。その内訳につきましては、3ページの表4-1及び4ページ、表4-2の他市の欄に記載のとおりでございます。

不燃ごみは、4ページ、表4-3に記載のとおり、1,776トン、昨年同期と比較し2トン、0.1%の増加となっております。

粗大ごみは、5ページ、表4-4に記載のとおり、326トン、昨年同期と比較し51トン、18.5%の増加となっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳でございますが、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

続きまして、5ページの表4-5は1人1日当たりのごみ量、6ページの表5-1及び表5-2は有害ごみの蛍光管、乾電池の搬入状況、7ページ、表5-3につきましては動物死体の搬入状況でございます。

8ページ、表6は資源物の搬入状況をまとめたものでございますが、今期の総搬入量は1,204トンで、昨年同期と比較し31トン、2.5%の減少となっております。

続きまして、2、施設の稼働状況についてです。

10ページ、表7から13ページ、表12-3を併せて御参照ください。

初めに、(1)柳泉園クリーンポートについて、今期においては、5月より継続して実施しておりました2号炉の定期点検整備補修が6月に完了いたしました。排ガス中のばい煙測定は、5月は1号炉と3号炉、6月は1号炉と2号炉、7月は2号炉と3号炉でそれぞれ実施をいたし、いずれも排出基準を遵守しております。また、6月より継続して工場棟1階照明器具交換工事を実施しております。

11ページ、表9、ダイオキシン類測定結果につきましては、いずれにおきましても排出基準に適合してございます。

表10、水銀濃度分析測定結果では、今期におきましても水銀の検出はございませんで

した。

12ページ、表11、下水道放流水測定につきましては、毎月2回実施し、排除基準を遵守しております。

放射能関係での測定は、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線測定を毎週1回行っております。これらにつきましては、12ページ、表12-1から表12-2、及び13ページ、表12-3に記載してございます。測定項目全てにおきまして法定基準を遵守してございます。

可燃ごみ内容物調査につきましては、今期の各月において私車6台に対し実施し、さらに、5月及び7月には、可燃ごみ中の混入不燃物調査といたしまして、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対しそれぞれ実施しております。

10ページに戻ります。表7の柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、可燃物等の焼却量は合計1万7,117トンで、去年同期と比較し734トン、4.1%の減少となっております。

14ページをお願いします。(2)不燃・粗大ごみ処理施設について、今期は6月にバグフィルター清掃を実施いたしました。

表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は2,101トンで、去年同期と比較し53トン、2.6%の増加となっております。

続いて、(3)リサイクルセンターについては、今期におきましても故障等はなく、順調に稼動しております。

表14、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,204トンで、去年同期と比較し31トン、2.5%の減少となっております。

15ページ、3、最終処分場について。

表15を併せて御参照ください。

焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出し、今期は1,868トン、去年同期と比較し166トン、8.2%の減少となっております。こちらの焼却残渣につきましては、小平・村山・大和衛生組合の広域支援分も含んでございます。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物やくずガラスにつきましては、全て埋立処分をせずに、ガス化溶融により燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。表16に

記載のとおりでございますが、今回は昨年同期と比較し大幅な増加となっております。その理由でございますが、昨年度、8月まで処理委託をしておりましたJ&T環境株式会社の溶融プラントがオーバーホール期間に入り、搬出が抑制されたこと、また、同社の溶融炉に重大な故障が発生し、1か月以上の間搬入が停止されたため、搬出量が大幅に減少いたしました。しかしながら、今期におきましては、昨年9月より委託を行っておりますオリックス資源循環株式会社に順調に搬出していることから、前年度比で大幅な増加となっております。

続きまして、16ページ、し尿処理施設関係でございます。

表17-1から表17-3までを併せて御参照ください。

1のし尿の搬入状況でございます。

今期のし尿の総搬入量は184キロリットルで、昨年同期と比較し13キロリットル、7.6%の増加となっております。

17ページ、2、施設の稼働状況について、今期は5月にし尿処理施設脱臭塔活性炭交換補修を実施し、完了いたしました。

続きまして、17ページ、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、測定項目全てにおきまして排除基準を遵守しております。

18ページ、施設管理関係でございます。

1、厚生施設について。

表19-1から19ページ、表19-3を併せて御参照ください。

(1) 施設の利用状況について、各施設の利用状況を昨年同期と比較しますと、一般用野球場、多目的室1、浴場及びトレーニング室におきましては増加の傾向となっております。また、一方、学童用野球場、テニスコート、会議室、多目的室2・3、和室1・2及び室内プールにおきましては減少の傾向となっておりますが、おおむね大きな変化はございません。

19ページ、(2) 施設の収入状況についてでございますが、表20に記載のとおりでございます。

20ページ、(3) 施設の管理状況についてでございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。いずれも東京都条例の水質基準以下で管理を行っております。

最後に、今期の行政報告とは別立てではございますが、2点ほど御報告をさせていただきます。

きます。

まず、1点目でございますが、令和6年元旦に発生いたしました能登半島地震に伴う災害廃棄物の広域支援についてでございます。東京都より、被災地の早期復旧を支援するため、先週の8月21日でございますが、東京都市長会に正式に協力依頼が来ており、当組合におきましても、令和元年の台風19号で被害に遭われた宮城県大崎市の広域支援を実施したときと同様に広域支援を実施していきたいと考えております。今後は、当組合職員が直接現地確認の上、可燃性廃棄物、木くず等でございますが、性状に問題がないと判断した場合、周辺自治会の皆様の御了承を得た上で受入れを進めさせていただければと考えてございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

2点目でございます。先日開催いたしました管理者会議におきまして、清瀬市長であります澁谷副管理者より、清柳園跡地につきまして、これまでの清柳園施設の歴史的な経過や、清柳園が清瀬市内にあること、また、議会からも清柳園跡地の活用について様々な御意見をいただいていることから、総合的に検討した結果、地元市であります清瀬市において有効的に活用させていただきたいと考えており、柳泉園組合及び関係市の皆様の御理解をいただきたいとの御発言をいただきました。今後、清柳園跡地につきましては、清瀬市において活用していくことを念頭に、事務連絡協議会におきまして様々な視点から協議、調整を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（坂井かずひこ） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（北村龍太） 柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会が開催されたとのことでありました。まず、第1回ということで、まだ詳しい内容についてはこれからだとは思いますが、この協議会がどれだけ開催されるのか、いつまで、あるいは、何回開催された上で結論が出されるのかという、そういった予定について、考えているところがあれば伺います。

○総務課長（米持謙） それでは、柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会の今後のスケジュールについて答弁させていただきます。令和6年7月19日の第1回開催を含めまして、令和6年度内で3回ほど開催を予定しております。また、年度末には協議会としての検討結果を取りまとめる予定となっております。

○3番（北村龍太） 分かりました。3回ということで、あと2回の間にもいろいろと協議、いろいろとデータとかも見て、結論を出すのかなと思います。

確認なのですけれども、今回の協議、これから話し合われる内容については、あくまで可能性についての協議ということだと認識をしております。仮にこの結論が出て、東村山市を含めた広域化ということが仮に可能という、そういった結論が出たとしても、それをもって広域化を進めるということにはならないと思うのです。結果が出た段階では、あくまで東村山市としてごみ処理をどうするかということがスタートですから、その選択肢が1つ明らかになったというだけで、その後はどうするか、柳泉園組合としてどうしていくかというところは、この協議会をもって結論を出すべきではないと考えていますが、いかがでしょうか。

○総務課長（米持謙） 再質問について答弁させていただきます。北村議員のおっしゃるとおり、今回の協議会につきましてはあくまで可能性の協議となります。今後、可能性があるか、ないか等を含めまして、報告書として皆様に御提示できればと考えてございます。

○3番（北村龍太） 分かりました。もちろん、この協議会は東村山市との協議だけではなくて、柳泉園組合としても、今後、施設の更新をどうしていくかということも議論をしなければならないところであります。その際に、東村山市との可能性の協議の結果を待ってからでないとどうするかを話し合えない、そういったことはないように、そこはまた切り離して、今後、施設の更新については考えて話し合いを進めていただくことを求めまして、質問を終わります。

○議長（坂井かずひこ） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第5、議案第8号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第8号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度に行われた柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会の検討結

果を踏まえ、厚生施設の使用料等について改正する必要があることから、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂井かずひこ） 補足説明を求めます。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和5年度に行われた柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会の検討結果に基づき、厚生施設の使用料などについて定めるものでございます。

それでは、2ページほどめくっていただき、議案第8号資料の新旧対照表の1ページ目を御覧ください。

まず、別表第1について、現状の使用に合わせて、名称変更として、「会議室」を「多目的室」としました。

次に、別表第2について、テニスコートの使用料ですが、曜日区分をなくし、使用料を500円に改めました。

2ページを御覧ください。多目的室3の使用料は500円から600円に改めました。次に、浴場施設使用料は、東京都浴場組合の料金と合わせ、大人1回500円を550円に改め、そのため、1か月定期券は1万円から1万1,000円に改めました。

続きまして、3ページを御覧ください。備考になります。

第7項については文言の修正でございます。

第7項の次に、第8項として、周辺及び関係市住民の利用を優先するため、野球場、室内プールの貸切り使用、テニスコート及び多目的室の使用料については、関係市などの在住・在勤・在学者以外の者が使用する際の使用料は2倍としました。

また、1項を加えたことにより、第8項を第9項とし、第9項の表、浴場施設、大人の項、前払い式証票の金額、こちらは回数券でございます。5,000円から5,500円に改めました。

次に、第9項を第10項とし、文言の修正をしました。第10項第1号について、使用料減額の対象となる団体や事業の範囲を明確にするため、清瀬市、東久留米市、西東京市、柳泉園組合、または柳泉園組合の指定管理者が主催する事業で使用するとき、使用料を免除することができるようにしました。

4ページを御覧ください。また、同項第3号中の、室内プール、または浴場施設を個人

使用する場合にあって、身体障害者手帳などの交付を受けている者などが使用するときは、5割の減額をする規定がございますが、その場合の計算においては、ただし書で100円未満を切捨てとしておりましたが、改正後の第6号において、10円未満の端数がある場合は切り捨てることを規定しました。

6ページを御覧ください。附則になります。

附則第1項に規定しているとおり、施行日は令和7年4月1日からとしました。

6ページから7ページにかけて記載がございます附則第2項には、経過措置として、改正使用料は施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、施行の日以前の使用に係る使用料については従前の使用料とすることを規定しています。

次に、附則第3項には、施行の前日までに発行された使用料改正前の回数券を令和7年4月1日以降に使用する場合は、改正後の回数券使用料から改正前の回数券使用料の差額を使用可能回数で除した金額を回数券と併せて支払うように規定しています。

最後に、附則第4項には、準備行為として、改正後の使用申請における手続に関しては使用の2か月前から申請ができるようにし、これにより、施行日前の申請であっても新条例の例により準備行為として手続ができるように規定しています。

説明は以上でございます。

○議長（坂井かずひこ） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番（北村龍太） では、2点ほどお伺いします。

浴場施設についてです。厚生施設使用料適正化検討委員会が開催されまして、その報告書も読ませていただきました。この報告書では、浴場施設の利用料については520円が見直しの使用料ということでしたけれども、今回の改定案では550円となっておりますが、その理由についてまず伺います。

2点目、テニスコートです。テニスコートの使用料が休日、平日を問わず1時間500円という提案となっております。この見直しの理由は、検討委員会の中では、その1つとして、近隣自治体との均衡を図ることが挙げられておりました。その近隣自治体というのは東久留米市、清瀬市、西東京市、東村山市と小平市となっております。前述の関係市はともかく、近隣ではありますけれども、関係市ではない小平市がこれに含まれている理由についてまず伺います。

以上、お願いいたします。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、1点目の、浴場使用料が520円というところでしたが、今回、東京都の浴場料金550円ということでの変更があったということなのですが、我々が検討委員会報告書の際に検討している段階では、東京都の浴場料金は520円だったのです。今回、令和6年7月に再度、東京都の浴場料金が550円に改められたことから、そのような改正をさせていただいております。

続きまして、先ほど、小平市を柳泉園組合のテニスコートの枠組みの中を含めるという話の御質問だったかなと思うのですが、今回の小平市につきましては、我々はその枠組みの中には含めておりません。我々としましては、関係市及び近隣という形の中で周辺自治会定期協議会とかも設けておりますし、我々の施設が東村山市にもまたいでいる場所がございます。そういったこともございまして、東村山市としては、以前の設置の背景から、柳泉園組合の運営とかにも御協力をいただきながら、周辺自治会の中でもいろいろな意見を踏まえていただきながら、そういう背景を進めてきているというところでございますので、我々としましては東村山市を含めているという形になってございます。

○総務課長（米持謙） 施設管理課長の補足説明をさせていただきます。小平市につきましては参考調査はしているところでございます。ただ、参考調査として入れたのは、実際の利用者の実績からでありまして、その後につきましては、先ほど施設管理課長が答弁させていただいたとおりでございます。

○3番（北村龍太） 浴場施設については、東京都の統制価格が8月から550円になったということから、この報告が出たのは今年の3月なので、その間に値上げがあって、今回の改定が550円になったということで理解をしております。確かに東京都の銭湯の価格というのは550円ではありますが、少なくとも検討委員会での議論をしている間は520円だったはずだと思います。520円という金額を踏まえてこの議論がされてきたのかなと思います。今回、委員会で結論が出た後に、その前提となる金額が変わったのであれば、少なくとも再度委員会を開催して了承を得る、そういった手続が必要だったのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

テニスコートについてです。小平市は含めないというお話もあったのですけれども、「柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書」の7ページで、「表：近隣自治体平均との施設使用料比較」という中の注の1です。「近隣自治体とは清瀬市、東久留米市、西東京市、東村山市及び小平市のことであり、各市における厚生施設の類似施設の使用料の平均を算出した」とありまして、テニスコートは、近隣自治体平均が1,000円。これ

は、2時間で1,000円だから、1時間で500円ということだと思います。それが今回の500円という金額の根拠の1つになっていると、私はそう認識をしているのですが、そうではなく、使用料の比較というのは、あくまで小平市を除いた4市ということなのか、もう一度確認させてください。

○施設管理課長（濱田伸陽） 1点目の、東京都の公衆浴場料金統制額は、当時検討している段階では520円でした。その検討の中でも、浴場料金は、当然ながら、ここ何年かは毎年変わっていたのです。ですから、浴場料金統制額については、例年変わる可能性もあることを踏まえた上での浴場料金統制額に決定していくということの委員会の結論になっております。

2点目についてでございます。こちらは、当然ながら、我々は、原価計算をした後に、いろいろな近隣自治体との均衡を整えるべく、平均単価とかも見ていっています。そういったことでは、近隣という形の中では、隣の市でもございますし、そういった意味合いの中で均衡を整えるために、小平市の単価においても含めた形で平均を出しているところでございます。

○3番（北村龍太） 浴場施設については、入浴価格が毎年上昇しているというお話でありました。お話のとおり、ここ近年はほぼ毎年のようにこの価格が上昇していて、令和元年に470円に、10円値下げをした後は、令和3年、4年、5年、6年と、近年は4年連続で上昇しているところであります。今の物価上昇を踏まえると、今回、550円へと上げましたけれども、早ければまた来年、あるいは、数年以内にまた上昇して、そのたびに浴場施設の料金改定を行わなければならなくなるのではないかなと思います。この検討委員会の報告にもあるとおり、浴場施設というものはごみ処理施設の迷惑施設というイメージを払拭するために設置された還元施設であり、周辺住民の要望により設置された側面から、地域の方が利用しやすい使用料であることを念頭に施設使用料を設置することから、単純に東京都の入浴料金と合わせるということがよいとは言えないと私は考えております。物価高騰で、多くの市民の方、周辺住民の方も含め、生活が苦しい状況にある中で、還元施設としての浴場を近隣住民の方に提供する役割を考えれば、この料金改定については見送るべきということをお願いしたいと思います。

料金について、もう1つ、別の観点から、減免についてです。今回の改定には、障害をお持ちの方とその介護者に対する減免措置の見直しが含まれております。そもそもこうした方々に対して減免措置が取られている、その理由について、まず伺いたいと思います。

テニスコートについてです。小平市も参考にしているということで、少なくともこの報告書の中では、テニスコートについては、周辺市の平均料金を見ると、1時間当たり500円という結果となっております。どういう計算なのかというところを私も調べてみますと、テニスコートの各市の利用料金を調べまして、東久留米市が1時間当たり400円、清瀬市が2時間で600円なので、1時間当たり300円、西東京市が2時間当たり1,200円なので、1時間では600円、東村山市は、一般が1時間で450円、これだけだと、平均をすると437.5円なので、500円にはならないです。小平市の料金を含めると、小平市は少し高くて、2時間で1,500円だから、1時間当たり750円なのです。これを足して平均すると、437.5円から500円になります。恐らく、7ページの平均価格というところもここから来ているのかなと思います。小平市のテニスコートを地図で調べまして、やはりいずれも柳泉園組合から遠い場所にあつて、ここと競合するということは考えづらいのかなと思います。関係市ではない小平市のテニスコートを含めた施設使用料の比較としてはあまり適切ではないと考えますが、いかがでしょうか、

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、使用料を検討する上での考え方について答弁させていただきます。使用料の設定においては、まず、原価計算の結果、受益者負担分、いわゆる公的負担分、いわゆる税金ということで、市民の誰しものが利用できる施設であるのか、また、特定の人が利用する施設であるのか、その辺りのことも考慮しつつ、適正に利用者が負担する分を設定していきます。その割合も、受益者負担の割合を考えた上で、さらに、いろいろな話も出てきましたけれども、ごみ処理施設の還元施設といった設置背景や、施設の利用実態、近隣自治体の類似施設の使用料なども考慮に入れ、均衡を整えた結果、検討させていただき、その結果が今回の委員会の検討結果となっております。なお、テニスコートにつきましては、今、近隣自治体の平均単価にある程度沿った形での対応をしておりますが、原価計算をした結果、もう少し高めの設定になっておりました。

○3番（北村龍太） 減免については。

○施設管理課長（濱田伸陽） もう1つ、減免について御説明させていただきます。減免の端数処理についてでございました。なぜ改正する必要があるのかという答弁をさせていただきます。減額後の端数処理については、現行は100円未満を切り捨ててしておりますが、使用料の改正後は、減額後の使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とするということにしております。この改正の理由は、切り捨てる金額を最小額とし、本来の減額後の使用料との乖離を抑えるためのものでございます。浴場施設で例える

と、改正後は大人1回550円となりましたが、仮に障害を持った利用者が来場された場合は5割減額となるのですけれども、大人1回275円となり、このような場合は10円未満を切り捨てて270円となります。現行の規定では、もしそのままいくと200円になってしまうので、切り捨てる金額を10円未満とする提案でございます。

○3番（北村龍太） 答弁の順番から。テニスコートについては、原価計算も考慮されているというお話ではありましたが、議論の中では周辺市との比較というところも議論の一部であったと思います。今回の見直しで、東久留米市、清瀬市、西東京市及び東村山市以外の市民、あるいは市内に勤務・在学する方以外が使用する場合、料金が2倍になるという改定も含まれているのです。そうなれば、小平市の市民が仮にこのテニスコートを利用しようとした場合には、400円のまま改定しなくても800円になります。これは小平市のテニスコート使用料の750円よりも高い金額です。そうすると、近隣市ではありませんけれども、使用料としては、小平市を比較の中に含めるということは適切ではないのかなと思います。今回の改定は、土日、平日にかかわらず料金を一律にした上で、さらに値上げということとなっておりまして、利用者からすれば突然といいますか、この料金の改定は、特に平日に使っていた方からすれば、大きな負担増になるのではないかなと思います。今回の改定については、また、この議論についても、十分ではないと考えています。

また、減免についても、私の聞き方が悪かったのですけれども、今回の改定の理由については分かりました。そもそも、こういった減免措置ということがなぜもともと始まっていたのか、もともと減免措置がこういった施設に取られてきた背景、こういったことで当初からこの減免が行われてきたのか、その理由についてお答えいただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（坂井かずひこ） 北村議員の本件に関する発言は既に3回に及びましたが、会議規則第51条、ただし書の規定により、特に発言を許可いたします。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、先ほどの減免の経過というところでございますけれども、まず、我々の厚生施設の設置目的というのですが、これは、関係市、また、近隣の東村山市という形の中で、我々は、歴史的背景の中でも、迷惑施設という言葉はどうかと思いますけれども、還元施設という位置づけの中で、ある意味健康増進、条例にも記載しておりますレクリエーションの寄与という形での目的がございます。そこが減免の中心になってくると思うのですが、そこで、市とは違って、減免の在り方も、やはり、例えば社会教育団体だとか、障害福祉、社会福祉という関係とは少しかけ離れている部分もあ

ると思うのです。しかしながら、浴場施設とか、そういったものにおいては、利用者は、高齢者の方とか、障害者の方も利用されていることを踏まえて、関係市と並んで減免の対応をしていることがあると思います。

○7番（原田ひろみ） よろしくお願ひいたします。私からも3点伺いたいと思います。

まず、テニスコートなのですが、柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書を見ますと、平日と休日の利用率が変わらないということをもって、料金区分をなくして一律にということが上げられているのですが、利用率が同じだから料金も一緒にということは分かる気もするのですが、高いほうに、500円に引き上げてしまうというところはどいう議論だったのかなということをもう少し説明いただきたいと思うのです。普通は、平日のほうが安いから、休日よりも平日を選んでいる方も多いのではないかと思います。だから平日の利用率が高いのではないかと。安いから使っているという方が必ずいらっしゃると思いますので、土日と利用率が変わらないから、料金も一緒に引き上げてしましましょうというのは、少し乱暴な議論かなと思うのです。検討委員会での議論の詳細について、もう少し伺いたいと思います。

あと、ここの報告書の中の表の中でも、テニスコートの改定は、平日に至っては激変緩和措置の上限率である現行使用料の1.5倍を超えているという記載もあるのですが、これについてどう考えたのかということも伺いたいと思います。実際、やはり、250円から500円に、倍になってしまうというのはどうなのかということをおもいますので、せめて1.5倍の範囲に上げ幅はとどめるべきだったのではないかと思います。その辺の考え方も伺います。

あと、他市というか、関係市と在勤・在学の方を除いたほかの方の利用についても2倍にするという規定が新たに加わっていますが、これも今まで規定がなかったもので、予約枠の限られた施設のみということではありますが、やはり2倍ということは大分大きいと思います。今、テニスコートの話でもありましたけれども、厳密には、やはりこれも1.5倍、激変緩和の考え方として考える余地がなかったのかということをお伺いのと、現状、関係市と在勤・在学の方を除いて、単純に他市というか、関係市以外から利用している方々がどれぐらいらっしゃるのか、テニスコートに限らずです。今回、備考の8に設ける、使用料に2を乗じた額とするという、この対象となる方々が実績としてどれだけ利用されているのかということも、分かれば教えていただきたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、3点ほど質問があったかと思ひます。

まず、1点目は、激変緩和措置の1.5倍を超えるけれども、その理由というのはどういったことなのかという質問であったかと思います。まず、激変緩和措置としては、上限を1.5倍としております。これは柳泉園組合厚生施設使用料検討委員会での検討の中でもいろいろ考えています。施設の、例えば性質だとか、古いだとか、老朽化しているだとか、あとは利用実態です。考慮すべき事由がある場合はこの限りでないことを委員会では結論づけています。そこで、今回、テニスコートの使用についての平日、休日の区分を廃止した理由といたしますと、やはり、これは実績を見てもらっていただきたいのです。実績を見てもらうと、日平均18件、平日はあるのです。たしか休日は17件でしたか。それは、利用者のいわゆる年齢層といたしますか、年配の方も多いものですから、平日、休日に関係なく、利用しているという委員の意見もございました。これを分ける必要があるのかということと言われて、関係市においても、テニスコートにおいては平日、休日の区分はございません。そういった形では、我々としては、委員会では、このような状況を踏まえても、平日・休日料金区分を廃止するとの結論となって、このことが利用実態等を考慮すべき点として、激変緩和措置の条件から除いております。

続きまして、2倍の理由です。2倍の設定の根拠といたしますか、これにつきましては、関係市における状況を確認しました。関係市の場合は、多摩北部都市広域行政圏の清瀬市、東久留米市、西東京市、東村山市及び小平市内であれば通常利用料金としており、ただし、それ以外の市は、清瀬市、東久留米市の場合は通常料金の1.5倍、西東京市におきましては通常料金の2倍と設定をしていることから、このようなことを委員会で提示した上で、最終的に、その結果、関係市及び東村山市民以外の市民利用は2倍とさせていただいております。最後に、すみません、細かいデータはここで押さえておりませんので、答弁は難しいです。答弁は避けたいと思うのですが、その割合については、どのくらい2倍に適用する人がいらっしゃるのかということは、後ほど確認しまして、答弁させていただきます。

○7番（原田ひろみ） ありがとうございます。

テニスコートの利用者は比較的年配の方が多からということはお分かりののですが、この報告書を見ると、野球場のように、休日は少し料金が高くても利用の割合が高いということであれば、休日のほうが需要が高くて、料金が高くてもそちらを利用されるということは、料金設定の上でも分かるのですが、テニスコートはそうではないですし、逆に、退職されてレクリエーションを楽しむ方々が安価にテニスコートを使って健康増進を図ることができるという意味では、250円の設定だったということは、より寄与するとい

う意味では、そこが本当に、私は意味があると思うのです。では、休日は、どこでも使える方々だから、料金区分をなくして上げてしまうということは、まだ納得がいかないところがあります。そこを置いておいても、現行の1.5倍を超えることは避けようという激変緩和の考え方を、やはり適用するべきではないかと思いました。施設の老朽化の状態とおっしゃいましたかね。激変緩和の対象から外れる場合のことをおっしゃいましたけれども、比較的テニスコートは改修されたばかりで新しいですよ。そのことをおっしゃっているのですかね。そうですか。施設改修にお金がかかったから利用料も上げるのですということの考え方なのでしょうか。その辺ももう少し説明いただきたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 今の御意見も踏まえて、我々もいろいろな委員の質問を踏まえながら、委員会の皆様にも御説明をして、本当にいろいろな委員のそれぞれおっしゃった内容を踏まえた上で、外部の委員も含めて検討した結果でございますので、それが報告となっておりますので、我々は報告に基づいて対応させていただいたところでございます。

○7番（原田ひろみ） 最後は要望にいたしますが、テニスコートの平日の利用の実態がどのように変わっていくかということはよく見ていただいて、もしかなり減ってしまうということになるのであれば、それはまた次回の検討の見直しの対象にしていただきたい、引き下げる方向へしっかり検討していただきたいということは申し上げておきたいと思います。これは関係市民以外の方に対する2倍の料金設定についても同様でして、2倍の対象になってしまうほかの市の市民の皆さんに対して、利用が減ってしまうようであれば、それは本当にこの施設の設置の目的から反すると思いますので、それもしっかり丁寧に見ていただきたいと思います。

私は、改めてこの検討委員会報告書を見ていて、少し疑問に思ったのは、これはもう意見として、ぜひ検討していただければと思うのですけれども、委員の構成なのです。委員会設置要綱ですと、周辺住民は2名以内となっていて、施設利用団体関係者も2名以内で、柳泉園組合の職員が4名以内となっています。これに少し違和感を覚えました。通常、ほかの市を見ているわけではないですが、こうした料金の検討をする際の委員会において、柳泉園組合職員がこんなに入っていて、学識経験者を除けば、人数としては同じなのですよ。市民の人数と柳泉園組合職員の人数が一緒ですので、これで本当に利用者の皆さんの声を反映した議論になるのかというところは正直思います。周辺住民は、せめて関係市の市民を入れてほしいと思いますし、施設利用者団体ももう少し人数を増やして、こうし

た検討を行うべきではないかということを思いました。3年ごとに見直していくということも示されていますので、余計に委員の構成についてはぜひ内部で検討していただいて、より関係市の市民の声が反映されるように努力をお願いしたいと思います。

○4番（中村すぐる） それでは、私からは大きく3点です。これまでの議論の中でもございましたけれども、私からも改めて確認をさせていただきたいと思います。

まず、テニスコートの件です。私も、前回の第2回定例会の行政報告の質疑の中で、厚生施設使用料適正化検討委員会の資料も用いて一定程度確認をさせていただきましたが、先ほど原田議員からもありましたように、私もやはり、平日について、250円から500円、1.5倍を超えて2倍の価格改定というところがなかなか自分の中で腑に落ちないというか、もし自分が利用の当事者だったら、幾ら平日と休日の利用率としてはほとんど同じということとはいえ、なかなか腑に落ちるかなというところが疑問に思っているところがあります。この検討の中で、例えば、現行の土日、祝日の400円で利用区分をなくす、使用料自体は400円とどめるという選択肢というか、そういう検討は段階の中でされたのか、そういう話が検討の途中で出てきたのかということを確認させていただきたいと思います。

2点目は浴場施設についてであります。これは、先ほどの北村議員の質疑の中で、検討委員会報告書の8ページのところです。「東京都が設定している公衆浴場入浴料金統制額と同額に改定することとする」ということで記載があって、そういった状況の中で、実際に検討していた状況と、今回の条例改正の時期に価格の改定があったので、今回、550円で提案していますという趣旨は一定理解をするところであるのですが、今後、東京都の公衆浴場入浴料金統制額が変更となったときにどのように対応していくのかということが、また今度は新たな観点として出てくると思うのです。そのところをどう考えるか、今の時点でお聞きをしておきたいと思います。

それと、もう1点は、関連してということになるのですが、検討委員会報告書のパブリックコメントへの回答の中で1時間券についてのものがあります。この検討結果の中で1時間券を導入した経過が記載してあって、その経過の関係から、200円で据置きとしますということで記載をしております。このことの据置きは私は評価できるポイントだと思うのですが、1時間券の案内というものが、例えば、本来は1時間券を使用するのに案内されていないとか、そういったことはないのかどうか、1時間券の案内については漏れなく対象となる方にはされているという状況で理解していいのか、その点について

確認をさせていただきます。

○施設管理課長（濱田伸陽） まず、1点目は、テニスコートの平日料金の250円を、今回、休日の料金と同じように合わせるといふことの議論の中で、繰り返しになりますけれども、委員の意見では、平日、休日に関係なく利用者が利用しているという状況もあって、そこで、その方たちが、平日が高くなった場合であっても、当然休日を利用するといふことはなく、当然平日を利用していくといふことの中では、予約システムでの場所取りなのです。そういったことでは、当然、平日、休日も関係なく、同じような条件の中で、予約システムの中での取り合い、取り合いという言い方はあれですけども、当たった場合にはそれを利用するといふ形ですから、基本的に休日だけを狙って、平日だけを狙ってというお客様はそんなにないのかなといふところも見ていますし、そういったことでは、我々組合側としてもそういう検証もございますので、基本的に委員の意見も合っているのかなと思ひまして、そういう形の中での検討結果で進めてきました。

2点目につきましては、テニスコートの400円の意見はございませんでした。

続きまして、条例の統制額の考え方なのですけれども、例年、統制額については改正があるという状況がございます。我々もそれを見ながら、その結果になっているのですが、基本的に、コスト的には、まだまだ統制額、550円の金額には至っていません。原価計算結果は600円以上になっていますので、そういった原価計算の結果も見ながら、今後、統制額を超える場合があった場合には、定期的にコスト計算もしていきますので、その確認を踏まえながら検討していきたいと思ひています。

続きまして、1時間券についてですけれども、野球場、テニスコート及びトレーニング室を利用している方たちが1時間券を利用する形になるのですが、非常に利用率が高い状況になっていますので、この辺に関しましては受付窓口で周知しているところでございます。

○4番（中村すぐる） 御答弁ありがとうございました。

おおむね承知をいたしました。まず、1時間券のことにつきましては承知をいたしました。窓口で対象の方には漏れなく御案内していただいているという上で、今後も利用しやすい金額といふか、パブリックコメントの検討結果に書いてある趣旨はぜひ今後も堅持をしていただきたいと思います。

テニスコートの件です。検討の段階では、利用区分をなくすだけという選択肢は出てこなかったといふ感じかなと思ひましたけれども、250円から1.5倍は超えますが、私と

しては、利用区分をなくすというだけ、あるいは、今回、そこにプラス、他市の方については料金を2倍にするということもあるので、そこに収める議論があってもよかったのかなと率直に思っているところです。実際、検討委員会の中で市民委員の方が入ってということはありますけれども、やはり、2倍という利用者の方々からいろいろ実際の声が今後出てくると思いますので、その辺のところは、またぜひ可能な対応ということを御検討いただきたいということは、御意見として申し上げておきます。

浴場施設です。今後、定期的にというところでもございましたが、今回、厚生施設使用料適正化検討委員会というものも、設置をされたこと自体がたしか初めてというか、こういう厚生施設全般の価格改定の検討というのは、本格的なものは今回が初めてになるのかなと認識をしておりますけれども、今後、定期的にというか、完全に年数で区切るものでもないかなと思いますが、今後そのような改めて検討が必要となる状況というのは、どのようなことが想定されるのか。現時点であったら物価高ということがありますけれども、そういった全般の価格のことであったり、社会情勢ということもあるかなとも思いますが、もう少し、この後の料金改定検討の可能性がある情勢ということについて、この点についても再質問で確認をしたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 使用料の適正化ということでの検討というか、今後も定期的に進めていきたいと思っています。我々は原価計算という形を毎年やっていくところでもございますので、その比較も検証しながら、今後、いつの時点で見直しが必要なのかということを検証しつつ対応していきたいと考えております。

○4番（中村すぐる） 分かりました。原価計算自体は、もちろんそれはそれで、私は必要だと思っています。ただ、それをもってすぐに価格改定というところは、私は距離があるものだと思っていますが、原価計算自体は定期的にというか、毎年やっていく状況ということは分かりましたので、その辺のところは、また適切に議会にも情報提供をいただきたいという意見を申し上げます。

あと、最後に、これも意見になりますけれども、先ほどの議員の御答弁の中にも1点ございましたが、報告書の4ページのところで、留意点ということで、アとイということで記載しております。ごみ処理施設の迷惑施設というイメージを払拭するために設置をされた還元施設というところは、今後のところでもぜひ土台にというか、置いていただいた上で様々検討していただきたいということを申し上げまして、私の質疑は終わります。

○8番（小西みか） 平日と、あと、それ以外の使用区分があるという考え方につきまし

ては、恐らく、土日、休日という料金の設定があるけれども、平日と土日、休日との利用状況がかなり違うという場合、その料金を安くすることによって、平日にできるだけ使ってほしいということを進めるために、この区分というものをつくっているのではないかと考えますので、テニスコートについては、平日と土日の利用の状況にそれほど隔たりがないというか、変わりがないことを踏まえて、区分を1つにしたということの考え方になるのではないかなと受け止めております。

あと、質問させていただきたいのは浴場施設の料金の考え方についてなのですが、当初の御答弁ですと、公衆浴場の料金統制額に合わせるという御答弁だったと受け止めておりますが、その後の御答弁の中では、それに合わせるということではなく、原価計算などの結果も反映させて、今後変更していく可能性があるという御答弁だったかと思っております。検討委員会の中で統制額にという御意見があったという御説明があったかと思えますけれども、そもそもそこに合わせたほうが良いという御意見の理由というか、趣旨というものはどういうものだったのか、それと、先ほどの考え方についてはどちらになるということなのかを御説明いただけたらと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 検討委員会の報告では統制額に合わせるということです。ただ、統制額も浴場使用料も、当然、物価高騰によって、価格は同じような関連はしていると思うのです。逆に、東京都浴場組合の統制額が我々の原価よりも上回ってしまうと、そういった場合には検討の余地が必要だろうということの見解でございます。

○議長（坂井かずひこ） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほど原田議員から御質問があった、いわゆる2倍になる場合の小平市の利用の実績なのでございますけれども、10%ほどでございます。

○議長（坂井かずひこ） 以上をもって議案第8号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第8号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

○3番（北村龍太） 議案第8号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の改正によって、まず、浴場施設については500円から550円への料金の値上げがされることとなっております。今回の改定にあたって、検討委員会が開催され、その際は当時の東京都の入浴統制価格が520円ということで議論が行われました。その後、報告書が出た後で、8月より統制価格が520円から550円になったことを受けて、今回の改定案では550円に合わせての改定の提案となっております。検討委員会の結論で、東京都の統制価格に合わせるということも言われておりますが、議論自体は520円で行われてきたこともあり、こうした急激な上昇ということでは、十分な議論がされていないと考えております。柳泉園組合厚生施設自体はごみ処理施設という迷惑施設というイメージを払拭するために設置された還元施設であり、周辺住民の要望により設置された側面から、地域の方が利用しやすい使用料であることが、報告書にもあるとおり、まず念頭にされるべきであると考えております。今回、値上げによって負担が生じてしまうことは、この考え方から外れるものであり、今回の改定は見送るべきだと考えます。

また、減免についても、今回、障害をお持ちの方とその介護者に対しては、半額の100円単位で切り捨てられていたものが、10円単位で切り捨てられることとなります。これによって、改定前は入浴料金500円が200円となっていたものが、改定によって550円になると、この減額が半額の10円未満切捨てで270円となりまして、70円も値上がりすることになってしまいます。通常料金自体が550円への値上げと比較しても、額としても割合としても高い状況です。こういった減免を受ける方、一般的に対象となる障害をお持ちの方は、そうでない方と比べて非常に大変な状況に置かれているということが多いものと考えられます。そうした方々にも気軽に施設を利用してもらいたいということから、こうした減免の措置が取られているものと考えます。こうした方々に対する特に負担増となってしまう改定は見送るべきと考えます。

また、テニスコートについても、平日、休日を問わず500円ということとなっております。改定の根拠の1つである近隣自治体との比較についても、小平市を含めたことで平均価格が大きく上昇することとなっております。小平市自体のテニスコートの使用料がほかの4市と比べて高い状況にある下で、これを含めて計算するということが議論を難しくしているところであります。また、今回の改定で近隣市、関係市以外の方の利用が2倍になることを考えると、小平市の市民が仮に400円だとしても、テニスコートを利用すると800円となることで、小平市のテニスコートを使う料金よりも高くなることを考えると、近隣市との比較に小平市を含めるのは適切とは言えないと考えます。テニスコートの

価格についても議論が十分ではないと考えます。また、激変緩和措置として料金の1.5倍ということではありましたが、テニスコートの平日利用が250円から500円と2倍となること、また、関係市以外の方が利用する場合は2倍になることなどを含めると、激変緩和措置の枠を超えてしまうほどの改定であると考えます。

以上の理由を述べまして、今回の議案については反対といたします。

○議長（坂井かずひこ） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 次に、反対討論をお受けいたします。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。
原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（坂井かずひこ） 挙手多数であります。よって、議案第8号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第6、議案第9号、工事請負契約の締結について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第9号、工事請負契約の締結についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、清柳園焼却施設解体工事について、令和6年8月8日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂井かずひこ） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

- 1、契約の目的ですが、清柳園焼却施設解体工事でございます。
- 2、契約の方法ですが、指名競争入札による契約でございます。

3、契約金額ですが、4億2,768万円でございます。

4、契約の相手方ですが、株式会社エイワ産業東京支店でございます。

続きまして、1枚おめくりいただき、議案第9号資料を御覧ください。入札結果調書でございます。

1、入札件名は清柳園焼却施設解体工事でございます。

2、入札日は令和6年8月1日で、3、入札場所は当組合管理棟3階大会議室になります。

4、予定価格は税抜きで5億7,670万7,500円でございます。

5、入札者名及び入札金額でございますが、表に記載のとおりで、結果、3者による入札となりました。

6、落札者名及び落札金額は記載のとおりでございます。

続きまして、7の主な指名基準は、(1)入札参加資格登録において、土木一般工事または解体工事のいずれかに登録があること、(2)審査対象年度において予算額以上の売上高があること、(3)対象となる登録種目における官公庁完成工事の額が予定額の3分の1以上、または民間最高完成工事の額が3分の2以上あること、(4)経営事項審査結果の「土木一式」、または「解体」、いずれかの総合評定値が900点以上あることが条件でございます。

8、最低制限価格については設定してございませんが、落札予定額が著しく低額の場合には落札者の決定を保留するものとしております。

9、入札保証金は免除としております。

10、入札日程等につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして、3ページ、工事概要でございます。

1、工事件名は清柳園焼却施設解体工事でございます。

2、工事場所は東京都清瀬市下宿二丁目554番7、554番8でございます。

3、契約期間は本契約締結の日から令和9年1月29日まででございます。

4、工期は本契約締結の翌日から令和9年1月29日まででございます。

5、工事概要は、清柳園焼却施設を土壤汚染対策も含め解体撤去するものでございます。

今回の工事は、清柳園焼却施設の解体撤去工事と、敷地内の土壤汚染対策工事を実施いたします。

(1) 解体撤去工事では、プラントとして日量75トンのキルン式焼却炉及びこの炉に

附帯する設備と鉄筋鉄骨コンクリート造の建築物を、また、既に一部は解体されてございますが、煙突の解体工事を実施していきます。

次に、(2) 土壌汚染対策工事では、焼却施設の解体撤去後、敷地内の埋設廃棄物と土壌汚染のある土壌を掘削・除去し、除去した箇所に良質土を埋め戻し、その後、整地工事を実施することで工事完了となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（坂井かずひこ） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第9号、工事請負契約の締結についてに対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○9番（やつだこうじ） よろしく願いいたします。

清柳園の焼却施設解体ということでようやく仮契約ができたということで、ようやく進むということで、喜ばしいことかなと思います。

土壌汚染対策につきましてお伺いしたいと思います。いろいろ具体的におっしゃっていただいたので、それ以上は大丈夫かなとも思っています。ただ、これは近隣住民の方の御心配の部分かと思しますので、周辺地域の住民の方への周知方法であったり、また、それぞれ決まっているところがありましたらお教えいただけますでしょうか。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、周辺住民にお知らせするということでは、まず、住民説明会を開催する予定でございます。まだ仮契約の段階ですので、本契約締結後、清瀬市、請負業者、施工管理業者との話し合いによって、開催日程等は詳細に詰めてまいります。今、住民説明会の開催の現段階の想定としまして、工事着手前の11月上旬頃をめどに予定を考えております。このため、周知方法としましては、清瀬市報に依頼をすることになりますが、10月の市報へ掲載できればと考えているところです。また、同時期に周辺住民への説明会開催の案内ビラを配布し、かつ、組合ホームページや清瀬市のホームページにおいても掲載を依頼させていただき、広く周知していきたいと考えております。

○9番（やつだこうじ） ありがとうございます。市報、ホームページ、また、ビラ等、様々な手法で周知していただけるということで、安心して工事を進められるようお願いをしたいと思います。また、この地域には野球のグラウンドもございます。また、体育館もあつたり。周辺地域の裏側に新しい住宅地も結構増えているということで、子供たちが結構自転車で川沿いをぐっと走ったりとかということも多くございますので、どうか安全対策という観点、また、大型のトラック等もたくさん通るかと思しますので、そういった安

全管理をしっかりと徹底いただきまして、無事に解体工事を進めていただきますよう、これを御要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○7番（原田ひろみ） よろしく願いいたします。

本当に私も、ようやく落札がなされて工事が始まるというところは、とても喜ばしいと思っています。本当に努力に感謝したいと思います。

資料の1ページ目、入札結果調書を見ますと、辞退した業者が多かったということと、結局、3者で競争といっても、ほかの2者は予定価格を上回る価格を示してきたということで、とても難解な工事というか、とても特殊な技能も必要な工事になると思うので、価格もこれだけ高く示してきたのかなということも思うのですが、これだけの差が出てきたという背景といいますか、何か分かることがあれば教えていただきたいと思います。

あと、スケジュールです。今年度の最初に示していただいたスケジュールでは、5月下旬に本契約という見込みで進んでいたものが、8月の下旬か、9月の頭になるのでしょうか。3か月ぐらい遅れていくので、全体のスケジュールもそれぐらいの遅れとなるのかということ伺いたいです。契約期間が令和9年1月29日までということかなり延びていますので、半年ぐらいは伸びるのかなと思ったのですが、その辺の説明も併せてお願いいたします。

○施設管理課長（濱田伸陽） 今回の入札の結果、それを見て、乖離が生じているということでの答弁をさせていただきます。今回、焼却施設の関連施設の解体工事の実績がある業者を当然指名をしているわけなのですが、その中で、こちらに記載があります総合建設業者、これはゼネコンなのですが、基本的に解体実績があるものの、技術者不足ということで難色を示した結果がこういう事態になっているというところがございます。それで、今回、土壤汚染対策工事を含めた解体工事業者が参加している状況がございます、基本的に総合建設業者は、解体の場合には、除染、あるいは土壤汚染対策工事なんか、各々にゼネコンの場合は下請に出されると思います。今回落札した業者は、土壤汚染対策工事を含む解体工事の実績がある業者で、直に下請に出さずに請負をするというところがございます。そういったところでは、また、この業者は重機なんかのリース業務も行っており、また、いわゆる処理、処分とかにおいても独自のルートでやるというところがございますので、そういったことでは、ゼネコンとは違って下請に出さないという部分が大きな、企業努力もあるのでしょうかけれども、そういったところで価格の乖離が生じているのではないかと考えております。

次に、もう1点ですけれども、基本的にはこれから本契約を結ぶわけなのです。そうすると、当然、9月から10月ぐらいまでにかけて施工計画書を作成して、各種官公庁に届出をしております。その後に住民説明会という形になって、そこから、まず仮設工事、養生をして、その後、除染、解体工事、さらには土壌汚染対策工事、最終的には整地工事という形の中で、今回は、やはり時期がずれていますから、当然3か月はもうずれているのです。そういったことでは、工期的には、契約上は令和8年度の1月に終了する予定になっています。

○7番（原田ひろみ） ありがとうございます。価格の差については理解しました。やはり、これだけ長年にわたる土壌汚染もあって、とても大変な工事だと思うので、法令にのっとってしっかりやっていただくことが本当に大事だと思いますので、価格にこれだけの差があるということが少し不安には思ったのですが、そこがしっかりノウハウも持っていて、独自の処分などのルートもあるということでしたので、工事の進捗をきちんと、その時々点検もしっかりしながら、安全にしっかり工事が行われるように重ねてお願いしたいと思います。

○議長（坂井かずひこ） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第9号、工事請負契約の締結についての質疑を終結いたします。

これより議案第9号、工事請負契約の締結についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 討論省略と認めます。以上をもって議案第9号、工事請負契約の締結についての討論を終結いたします。

これより議案第9号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（坂井かずひこ） 挙手全員です。よって、議案第9号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第7、議案第10号、令和6年度柳泉園組合一般会計補

正予算（第2号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第10号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入、歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額27億1,285万円に対し、歳入歳出それぞれ209万3,000円を追加し、予算の総額を27億1,494万3,000円とさせていただくため、御提案申し上げますのでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂井かずひこ） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正は款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ表に記載する金額で、209万3,000円を増額し、27億1,494万3,000円とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。事項別明細書、2の歳入でございます。

款7諸収入、項2雑入、目1雑入、節7その他雑入は209万3,000円を増額でございます。増額の理由につきましては、説明欄記載の指定管理者利益還元分は、柳泉園組合厚生施設の指定管理業務に基づく年度協定の規定により、令和5年度の総収入額が総支出額を超えた余剰金について、総収入額の3%を超える場合は、その超えた金額の半分が当組合への利益還元分となるものでございます。そのため、余剰金942万7,578円と、総収入額の3%に当たる額、524万443円の差額の2分の1に相当する額、209万3,000円を利益還元分として増額補正するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。事項別明細書、3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、節24積立金は、説明欄記載の環境整備基金積立金209万3,000円を増額でございます。増額の理由につきましては、歳入でございました指定管理者利益還元分につきましては、厚生施設利用者への還元として、翌

年度以降に厚生施設等の設備の改修等に活用するため、環境整備基金へ積立てを行うものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（坂井かずひこ） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第10号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第10号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の質疑を終結いたします。

これより議案第10号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 討論省略と認めます。以上をもって議案第10号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の討論を終結いたします。

これより議案第10号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（坂井かずひこ） 挙手全員です。よって、議案第10号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第8、令和6年度柳泉園組合行政視察（案）について」を議題といたします。

本件について事務局より説明いたします。

○総務課長（米持譲） 令和6年度柳泉園組合行政視察（案）につきまして御説明申し上げます。

「令和6年度柳泉園組合行政視察（案）について」を御覧ください。

1の視察目的でございますが、当組合の廃棄物処理施設について、柳泉園クリーンポートは稼動から23年、不燃・粗大ごみ処理施設は49年、リサイクルセンターは30年を経過している状況でございます。そのため、施設の老朽化を踏まえ、令和6年度より次期

清掃施設の検討として、新清掃施設整備基本構想の策定を進めているところでございます。今後の施設更新等を見据え、様々な視野から検討を進めていくために、先進施設を視察し、当組合の施設運営の在り方等の参考とするため、今年度は可燃ごみ処理施設を視察するものでございます。

2の視察先は八王子市館クリーンセンターの焼却処理施設でございます。こちらの施設は令和4年10月に運用を開始し、日量160トンの流動床による焼却システム及び蒸気タービン発電による最大出力4,440キロワットの発電施設を備える先進施設でございます。

3の実施日及び行程でございますが、実施日は令和6年11月6日（水曜日）でございます。行程は、貸切りバスにより午前10時に当組合を出発し、途中、昼食を取りまして、午後1時から1時間半程度視察し、帰りにトイレ休憩を挟みまして、午後4時45分頃帰庁予定でございます。

4、参加人数につきましては、記載のとおり、23名を予定してございます。

次ページ以降につきましては、参考資料として視察先のパンフレットを添付してございますので、御覧いただければと思います。

なお、通知につきましては、日程が近づきましたら発送させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（坂井かずひこ） 以上で説明が終わりました。

これより令和6年度柳泉園組合行政視察（案）についてに対する質疑を一括してお受けいたします。

○3番（北村龍太） 今回の視察の行程の中に道の駅へ寄るということで入っておりますけれども、こうなった経緯とございますか、どういったことで寄るのかということについて御説明いただければと思います。

○総務課長（米持譲） 途中の道の駅でトイレ休憩をすることにつきまして答弁させていただきます。こちらにつきましては、特に理由等はございませんが、他団体における取組状況等、各議員の皆さんにも参考になるかと思ひまして、また、途中の帰りにございます関係で、トイレ休憩として設定させていただいたというところでございます。

○議長（坂井かずひこ） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。令和6年度柳泉園組合行政視察（案）につきましてはただいまの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 異議なしと認めます。それでは、ただいま事務局より報告されたとおり、令和6年度柳泉園組合行政視察は、日程を令和6年11月6日（水曜日）とし、視察先は東京都八王子市の館クリーンセンターとすることに決しました。御参加のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和6年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午前11時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 坂 井 かずひこ

議 員 やつだ こうじ

議 員 当 麻 一 哉